

## 複数国籍の是非と「国のあり方」—国籍法と実態のギャップから

武田里子（大阪経済法科大学）

「日本人をやめたつもりはない」。外国籍取得の有無を問われたノーベル賞受賞者はこのように答えたが、国籍法11条1項は「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と定める。仕事や生活上の必要から外国の国籍を取得する人が増えている。同時に日本国籍喪失者も漸増しており、日本政府が外国籍取得者の取り締まりを強化していることをうかがわせる。

この規定による日本国籍喪失者は成人に限らない。2017年12月、最高裁は提訴時に7歳と4歳だった日露ハーフの子どもの日本国籍喪失を確定させた。子の法定代理人である両親が駐日ロシア大使館で行なった出生届は簡易帰化申請でもあったとして、「自己の志望によるロシア国籍の取得」と認定し、法11条1項を適用したのである。この裁判の行方に一縷の望みをかけていた多くの日露家族は絶望の淵に追いやられた。同時に関係者の間には、国家と国民の関係について根源的な疑問が広がりつつある。

国民のいのちと暮らしを守るのが国家ではないのか。日本は血統主義の国だったのではないのか。親の「法の不知」を責め数百人の子どもたちが日本国籍を喪失する過酷な状況に追い込まれていることを日本社会は看過するのか。この問題は、海外で生まれた子は簡易帰化申請をしなければロシア国籍を取得できないと定めるロシアの国籍法と、日本の国籍法との狭間で生じている。外国政府がどのような法制度をとるかに日本政府は関与できない。このため今後も同様の問題が生じる可能性がある。人の国際移動がかつてない規模で広がるなかで、自国民をどのように守るのが問われているのではないのか。法律はよりよい社会を実現するためにある。その法律が人びとが自分らしく生きるうえで制約要因になっているのであれば、法律の方を変える必要があるのではないのか。

国籍法は「国のあり方」にかかわる。だからこそ、複数国籍をめぐる国会質疑で政府は「国際的な動向を注視し、国民的議論を深める必要がある」と繰り返してきた。複数国籍を認める国は120カ国を超えた。世界の趨勢は複数国籍容認に向かっていると見てよいだろう。韓国も2010年に一定の条件のもとに複数国籍を容認する国籍法の改正を行なった。ボールは国民の側に投げられている。

本シンポジウムの前段では、はじめに近代国民国家の形成と国籍法の歴史的展開を踏まえて現状を整理し、次に韓国の国籍法改正の取り組みから得られる日本社会への示唆について検討する。後段では、現行の国籍法が具体的にどのように人びとの生き方を制約しているのかを報告する。「日本は複数国籍を認めていない」との言説が広く流通しているが、国籍法は複数国籍の防止措置を図る一方で容認もしている。法律と実態のギャップを浮き彫りにすることを通じて、国籍法についての国民的議論を深める一助にしたい。これが本シンポジウムの企画趣旨である。